

「平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）」
に対する意見募集結果について

1 意見募集の概要

募集期間 平成24年1月30日(月)～平成24年2月29日(木)

2 意見の提出状況

提出者 3名

提出意見 15件

項目	意見の概要	県の考え方
<p>第1 趣旨 第2 基本的な方向</p> <p>計画案：1ページ</p>	<p>「食品の放射性物質汚染」などの情勢認識を「変更点」に記載するだけでなく、本文中の冒頭に掲げていただきたい。</p> <p>本計画は「平成24年度奈良県食品衛生監視指導計画」であることから、平成24年度に奈良県として監視指導を実施するにあたって重点的に取り組む方針を記載すべきである。昨年度計画からの変更点として挙げられている「生食用食肉に関する監視指導」や「放射性物質に関する検査」を平成24年度に重点的に実施するということがあれば、平成24年度の基本的な方向として位置づけるべきであると考えます。</p>	<p>本計画の趣旨や基本的な方向に変わりのあるものではないため、本年度に発生した事例（放射性物質や生食用食肉の問題）への対応については、重点的に監視指導を実施すべき項目に新たに(5)放射性物質に関する事項を追加し記載します。</p>
<p>第3 監視指導計画 1 監視指導の基本的事項 (3)監視指導等の実施機関と役割及び 3 監視指導の実施体制に関する事項 (1)「監視指導の実施体制に関する基本的事項」、(2)「食品に係る試験検査体制」 計画案：1～2及び6ページ</p>	<p>P6「3 監視指導の実施体制に関する事項」の(1)及び(2)を、P1「1 監視指導計画の基本的事項」の「(3)監視指導等の実施機関と役割」でまとめて記載すべきである。</p>	<p>ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。</p>

項 目	意見の概要	県の考え方
<p>第3 監視指導計画 1 監視指導の基本的事項 3 監視指導の実施体制に関する事項 (5) 試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項 計画案：1～2ページ及び7ページ</p>	<p>P7「(5) 試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項」をP1「1 監視指導の基本的事項」に記載すべきである。</p>	<p>ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>第3 監視指導計画 1 監視指導の基本的事項 (4) 関係機関の連携確保 計画案：2ページ</p>	<p>「③県庁内関係部局との連携」は不要につき削除すべきである。</p> <p>P2「④食品表示行政における連携」の項目を削除し、「①自治体等の連携、②国との連携」において、その内容を記載すべきである。</p>	<p>「奈良県食品衛生監視指導計画」は、食品衛生法第22条に規定する「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき策定します。策定の際、拠るべき指針である食品衛生監視指導指針において農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項を計画に記載するよう求められています。</p> <p>連携機関及び連携分野が混在していたため、ご指摘のとおり連携機関の分類として記載します。</p>
<p>第3 監視指導計画 1 監視指導の基本的事項 (4) 関係機関の連携確保 3 監視指導の実施体制に関する事項 (3) 厚生労働省、消費者庁、他の都道府県市及び市町村消費生活センター等との連携確保に関する事項 (4) 農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項 計画案：2及び6～7ページ</p>	<p>P2「(4) 関係機関の連携確保」にP6「3 監視指導の実施体制に関する事項」(3)(4)を盛り込んで、「①自治体等の連携、②国との連携」の内容をまとめて記載すべきである。</p>	<p>P2では、基本的事項として、項目出しをしており、P6～7で監視指導の実施体制について具体的内容を記載する形式をとっております。ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>第3 監視指導計画 2 重点的に監視指導を実施すべき項目 計画案：3～6ページ</p>	<p>「放射性物質に関する取り組み」という項目を追加することを希望します。</p>	<p>重点的に監視指導を実施すべき項目に新たに(5)放射性物質に関する事項を追加し記載します。</p>

項 目	意見の概要	県の考え方
<p>第3 監視指導計画 2 重点的に監視指導を実施すべき事項 (1)一般的な共通事項 (2)食品群ごとの食品供給行程を通じた項目 4 施設への立入検査及び食品等の検査に関する事項 計画案：3～5及び7ページ</p>	<p>P3「(1)一般的な共通事項」、P4「(2)食品群ごとの食品供給行程を通じた項目」を「2.重点的に監視指導を実施すべき項目」から削除し、P7「4 施設への立ち入り検査及び食品等の検査に関する事項」において一括記載すべきである。</p>	<p>P3及びP4には項目を記載し、P7以降では具体的な件数等を記載する形式をとっております。ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>第3 監視指導計画 2 重点的に監視指導を実施すべき事項 計画案：3～6ページ</p>	<p>P3「2 重点的に監視指導を実施すべき項目」として記載されている「食中毒発生防止対策に関する事項」、「食品表示の確認に関する事項」に加えて、「放射性物質に関する検査」や「残留農薬検査」、「遺伝子組み換え食品の表示指導」などを記載すべきである。</p>	<p>「放射性物質に関する事項」を重点的に監視指導を実施すべき事項として新たに追加記載します。「残留農薬検査」及び「遺伝子組換え食品の表示指導」については、「(2)食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた項目」及び「(4)食品表示の確認に関する事項」の範疇であると考えます。</p>
<p>第3 監視指導計画 2 重点的に監視指導を実施すべき事項 (2)食品群ごとの食品供給行程（フードチェーン）を通じた項目 計画案：4～5ページ</p>	<p>P4「(2)食品群ごとの食品供給行程を通じた項目」を神奈川県や鹿児島県等の計画のように別表で表現してほしい。</p>	<p>ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。</p>

項 目	意見の概要	県の考え方
<p>第3 監視指導計画 3 監視指導の実施体制に関する事項 (3)厚生労働省、消費者庁、他の都道府県市及び市町村消費生活センター等との連携確保に関する事項 (4)農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項 4 施設への立入検査及び食品等の検査に関する事項 (4)食品等の検査実施計画</p> <p>計画案：6～7及び9ページ</p>	<p>生食用食肉に対する積極的な監視指導及び放射性物質に対する検査対応について、盛り込まれましたが、食中毒については、焼肉店の食中毒の事故のように社会的関心の集まった事故に対する対応の他、厚労省の食中毒事故一覧にも注視して事業者、消費者への注意喚起をお願いいたします。</p> <p>放射性物質に対する検査対応につきましては、消費者の懸念も強く、また今後長期的に食品への影響は確認すべき点もあり、流通段階での確認の検体数については、何をどの程度、頻度は表に挙げられた件数で、消費者の懸念にどの程度答えられるのかという気もいたします。</p> <p>また、消費者庁及び関連機関への声及び農林水産省で対応される検査もあるので、計画にあげられている連絡会議等での連携を生かした対応も活かして、消費者との意見交換、検査対応の状況などの場をお願いいたします</p> <p>消費者とのコミュニケーションでは、TPP対応などで輸入食品への懸念もいろいろ生まれるかと思えます。</p> <p>県としてどう考えるのか、県民の意識はどこにあるかを図る場も必要かと思えます。</p>	<p>食中毒については、全国的な発生状況、近畿府県市における発生状況及び県内における発生状況を加味して監視指導を実施しております。事業者及び消費者等への注意喚起は県ホームページ等に掲載しておりますが、今後も情報の充実に努めます。</p> <p>放射性物質に関する検査については、平成23年4月（平成24年3月最終改正）に原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づいて、17都県において検査計画を策定し検査を実施しています。検査の結果、暫定規制値（平成24年4月以降は基準値）を超過した食品は、回収や出荷制限等の措置が講じられます。</p> <p>本県では、これらの情報を注視し、県内に流通していないことの監視を強化しております。</p> <p>17都県での検査を補完するため、県においても放射性物質の検査を計画しましたが、4月から新基準値が施行され回収や摂取制限の措置件数の予測ができかねるため、検査の受け入れ可能件数等を考慮し、検体数の増加を検討します。</p> <p>リスクコミュニケーションについては従来より実施しておりますが、より内容の充実を図り実施したいと考えています。</p>
<p>第3 監視指導計画 4 施設への立入検査及び食品等の検査に関する事項</p> <p>計画案：7～14ページ</p>	<p>県内に流通する食品について、放射性物質検査を実施する旨を追加してください。</p> <p>また、放射性物質の検体数は25検体よりも多くする必要があります。何を何検体するのか示していただけると安心感につながります。</p>	<p>放射性物質検査については、「第3の4（4）食品等の検査実施計画」に記載しております。</p> <p>検体数については、奈良県が保有する検査機器の状況等を踏まえて定めております。本年4月から食品中の放射性物質の基準値が施行されますが、基準値が大幅に厳しくなることから、検査機器の能力を見定め、食品の流通状況や全国の検査結果を考慮し、検体数の増加を検討します。</p>

項 目	意見の概要	県の考え方
<p>第3 監視指導計画 7 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項 8 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項 9 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項 10 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項 計画案：15～16ページ</p>	<p>「第3 監視指導計画」を「監視指導に関すること」に限定し、「7 食中毒等健康危機発生時の対応に関する事項」から「10 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項」までを「第4」から「第7」までに分類すればどうか。</p>	<p>ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>第3 監視指導計画 9 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項 計画案：15ページ</p>	<p>県民からの食品の放射性物質汚染に関わる相談に対応するほか、市民の持ち込み食品の簡易検査に対しても工夫しながら柔軟に対応できるようにして、消費者の不安を解消できる窓口を設けることを検討してください。</p>	<p>県民からの相談については、消費・生活安全課、保健所（食の安全相談窓口）及び消費生活センターなどで従来から相談応需を行っております。本年4月から、新たな食品中の放射性物質の基準値（新基準値は、現行の暫定規制値より4～20倍厳しい数値）が施行されますが、県が保有する簡易検査機器は新基準値には対応できかねますので、ご理解をお願いします。</p>